

山口郵便局



同

鳥取県
三朝郵便局



同

鹿児島郵便局



同

佐賀郵便局



同

熊本県
八代郵便局



同

●電気通信省告示第三十七号
放送用無線電話規則第六條の規定により、社団法人日本放送協会福岡放送局の工事設計変更を、次のとおり許可した。
昭和二十五年三月二日
電気通信大臣 小沢佐重喜

一、機置設置場所
福岡放送局 福岡県福岡市因幡町岡崎事務所 一番地の一三の一四岡崎事務所
福岡放送局春 福岡県筑紫郡春日村字下白水七五七番地の一

二、空中線電力
第一放送装置 「〇」キロワット
第二放送装置 「〇」キロワット
●電気通信省告示第三十八号
放送用無線電話規則第六條の規定により、日本放送協会中津中津放送所放送用無線電話施設は、その廃止を許可した。
昭和二十五年三月二日
電気通信大臣 小沢佐重喜

●建設省告示第百二号
昭和二十五年一月二十二日建設省告示第十九号伊丹都市計画土地の住宅経営事業の執行を尼崎市の阪神電気鉄道株式会社昭和二十五年一月二十一日特許した。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百三三号
昭和二十五年一月二十一日建設省告示第二十二号尼崎都市計画一団地の住宅経営事業の執行を西宮市中字目押山一の六六山下筋三に昭和二十五年一月二十一日特許した。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百四号
東京特別都市計画公園及び緑地を次のように変更する。
その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百五号
東京特別都市計画土地區畫整理及び同事業並びにその執行年度割を次のように変更する。
その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百六号
立川都市計画區域及び空地地區の一部を別紙図面表示の通り変更し、昭和二十五年三月二十二日から施行する。
その関係図面は、東京都庁及び立川市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百七号
岩別都市計画土地區畫整理を次のように決定する。
その関係図面は、北海道庁及び空知郡芦別町役場に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百八号
滝川都市計画公園及び同事業並びにその執行年度割を次のように決定する。
その関係図面は、北海道庁及び空知郡滝川町役場に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百九号
東京特別都市計画運河、河川、河川埋立及び高潮防禦施設を次のように変更する。
その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百十号
都市計画法第三條第一項の規定により、千葉県君津郡大貫町を指定する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百十一号
都市計画法第三條第一項の規定により、千葉県大貫郡都市計画區域とする。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百十二号
東京特別都市計画街路を次のように変更する。
その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百十三号
八王子復興都市計画街路を次の通り変更する。
その関係図面は、東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百十四号
東京特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百十五号
東京特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次

●建設省告示第百十六号
東京特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十五年三月二日
建設大臣 益谷 秀次